(文化庁)

制度名			史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得 税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額の拡充			
税目		所得税	・法人税			
要望の内容		個人又は法人が史跡名勝天然記念物として指定された土地を国又は地方公共 団体に譲渡した場合の譲渡所得について、現行の控除額・損金算入限度額を2 千万円から5千万円に引上げる。 平年度の減収見込額 2,268百万円 (制度自体の減収額) (— 百万円)				
新設・拡充又は延長を必要とする理由		庭指念 れが地 ② 跡さ取 と史園定物史るで方 公等れりこ協跡、しと跡たき公 施 有のる付の力	国たし等めな共善策 化譲。けこを土もての、い団 の に渡まをと得のの後維経場体 必 ごえ、易、F	が国の歴史を具体的に示す遺跡や、国土美を代表する景勝地や古自然を記念する動植物等のうち重要なものとして文部科学大臣がであり、いずれも日本の歴史、文化、国土の成り立ちを物語る記せに伝えるべき貴重な財産である。 等管理には多額の経費がかかるとともに、各種の行為規制が課さら的事情等の問題から個人・法人所有者が適切な管理を行うことらがある。したがって、史跡等の適切な管理の観点から、国又はこよる公有化を促進することが必要である。		
今回	合	政策 に 政策目 位置	ける 的の	政策目標 1 2 文化による心豊かな社会の実現 施策目標 1 2 2 文化財の保存及び活用の充実		
の _西 I	口 理 性	 政 策 達成		史跡等の買上げ事業(公有化助成事業)等の予算措置と併せて推進することにより、史跡等の公有化予定率を高めることで、史跡等の適切な保存・活用を図る。		
望に		置の記	特別措 適用又 長期間			

	同上の期間 中 の 達 成	_
	目標	
	政策目標の 達 成 状 況	指定面積から社寺有地を除く面積(公有化対象地)の6割未満 (57.7%)を公有化
	要 望 の 措 置 の 適用見込み	公有化率增加推定值 約1.2%
有効性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	史跡等の土地の所有者(個人・法人)が国等へ譲渡する際の譲渡所得から2,000万円を上限として特別控除・損金算入する措置がとられているが、公有化率は6割に達しておらず、一層の促進が必要である。本要望の措置により、国等への史跡等の譲渡がさらに促進され、文化財のき損・滅失防止に資することになるとともに、その後の整備も推進されることが期待できる。
	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	
相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	史跡等公有化助成国庫補助事業 (平成23年度予算:13,626百万円)
性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関係	本税制措置は、史跡等の土地の所有者に対するものであるが、予算措置は、買い上げを行う地方公共団体に対するものである。両措置が相互にあいまって働くことにより、史跡等の公有化が促進される。
	要望の措置の 妥 当 性	平成22年度の公有化の実績は866件あり、本税制優遇措置を活用して公有化が促進されている。本要望により、個人・法人所有者から国等への譲渡が促され、史跡等の公有化が促進されるとともに、公有化後の整備事業も促進されるため、本要望措置は妥当である。
実績と効果に関連する事これまでの租税特別措置の	租税特別 措 置 の 適用実績	(参考) 平成22年度 【所得税】 651件、約544百万円 【法人税】 212件、約78百万円 ※調査実績をもとに推計
連する事項別措置の適用	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_

前回要望時 の達成目標	
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	
これまでの 要 望 経 緯	昭和44年度 上限 300万円(創設) 昭和46年度 上限1,200万円(要望) 昭和49年度 上限2,000万円(措置)(現在に至る) 平成 2年度 上限4,000万円(要望) 平成 3年度 上限4,000万円(要望)